諮問第62号

答 申

第1 審査会の結論

山梨県知事(以下「実施機関」という。)が平成14年4月19日付けで 異議申立人に対して行った一部開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例(平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。)第5条に基づき、実施機関に対し、平成14年4月8日付けで「平成13年11月26日の県庁耕地課と上野原町役場経済課、 土地改良区との協議記録、 異議申立人出席申出拒否の理由、 県庁保有計画変更図を示さなかった理由の分かる文書」の開示を求めて開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求の に対応する行政文書として、「平成13年11月26日の県庁耕地課と上野原町役場経済課、 土地改良区との協議記録」を特定し、 に対応する行政文書については、存否を明らかにしないで拒否し、また、 に対応する行政文書については、不存在とした上で、一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、理由を付した上で、平成14年4月19日付け耕1第4-9号をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、一部を不開示とした理由は以下のとおりである。

(1)条例第8条第1号に該当する。

氏名、地番及び土地改良区の役員の役職名は、特定の個人を識別できる もの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができ ることとなるものを含む。)であるため、山梨県情報公開条例第8条第1号 に該当し、不開示とする。

(2)行政文書の存否に関する情報

出席申出拒否の理由については、文書の存否を答えるだけで、個人に関する情報を開示することとなるので、当該文書はあるともないとも答えられない。

(3)行政文書の不存在

県庁保有計画変更図を示さなかった理由については、作成されない慣行 となっており、実際に存在しないものであるため。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年5月10日付けで、 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施 機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、県庁保有計画変更図を示さなかった理由を不開示とした理由は受け付けられない。協議に県保有計画変更図を示さなかった理由の記録された文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、不開示理由説明書に対する意見書及び当審 査会が実施した口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由はお おむね次のとおりである。

- (1) 平成13年11月26日の協議には、「公道復元」解決の主旨から、計画変更図を示すことが必要不可欠だった。
- (2) 工区計画(変更)図は区画整理範囲 = 事業区域を示した貴重な資料である。
- (3) 計画図と確定図から宅地間公道は完全に認可外と解かる。

(4) 解決への糸口となる計画図を示さなかった理由は記録されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、不開示理由説明書及び当審査会が実施した口頭での意見聴取で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

平成13年11月26日の県耕地課と上野原町経済課、 土地改良区との協議の目的は、申立人との問題(昭和34年の換地認可)について、事実関係を認識し、問題発生の経緯・原因を調査し、解決策を協議することにあった。

よって、県としては、旧公図、確定図、現公図を並べて旧公図上の赤道が現公図にないことを説明すると同時に、計画変更図(工事施行区域を示す県保有の第二工区計画平面図)には赤道が含まれていなかったことを口頭により説明しているが、特に出席者から計画変更図を示さない理由を問われなかったので、協議記録には記載しなかった。

なお、協議記録については、異議申立人に対し協議結果を報告する必要があったため、作成した。

当該計画変更図は換地計画の認可に係る図面ではなく、工事施行に関する国への全体計画変更申請に添付された図面であることから、換地認可区域内か区域外かの断定はできない資料である。よって、事実関係を明らかにするために必要不可欠な資料とは言えない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人提出の異議申立書、意見書、実施機関提出の行政文書一部開示決定通知書、不開示理由説明書、異議申立人からの口頭による意見陳述の聴取及び実施機関からの口頭による意見の聴取の調査結果に基づいて以下のとおり判断した。

1 異議申立てに係る文書について

異議申立てに係る文書は、平成13年11月26日に県耕地課、上野原町経済課及び 土地改良区で行われた協議において、県保有の計画変更図を示さなかった理由が記載されていると思われる行政文書である。

2 争点

実施機関の行った本件処分における不開示とされる情報を記載した文書が、不存在か否か、という点である。

3 文書の不存在について

ア 異議申立人は、計画変更図は、協議における問題解決の糸口になるものであり、協議において示さなかった理由は記録されるべきものと主張している。

示さなかった理由が記載されていると思われる文書として、当該協議の協議記録、当該協議の次第や当該協議に提出された資料を確認したが、計画変更図について記載された文書は存在しなかった。

- イ 平成13年11月26日上野原役場において行われた県耕地課、上野原田経済課及び 土地改良区との協議について、実施機関による説明 や協議記録の内容によれば、次のことが認められる。
 - ・ 上記協議は、異議申立人が問題としている昭和34年の換地認可に ついて、事実関係を確認し、問題発生の経緯・原因を調査し、解決策を 協議することを目的としていた。
 - ・ 実施機関は、旧公図、確定図、現公図を並べて事案を説明するとと もに、計画変更図に関しては口頭で説明した。
 - ・ 出席者からは、計画変更図が示されないことについて質問は出なかった。
 - ・ 計画変更図は、工事施工に関して国への全体計画変更申請に添付されたものであることから、当該協議の目的である昭和34年の換地認可について事実関係を明らかにするために必要不可欠な資料とはいえないと実施機関は考えていた。
 - ・ 実施機関には協議記録の作成について、一般的な規定はなく、個別 の事案に則して作成の有無やその記載内容を判断している。
- ウ 計画変更図を口頭で説明した際、関係者から示されない理由について 質問がなかったこと、計画変更図に関する実施機関の認識、協議記録に ついての実施機関の取扱い、当該協議記録には、当時の状況は確認でき ないという各出席者の意見が主に記載され、計画内容に関する記述はな いこと等を考えると、県庁保有計画変更図を示さなかった理由を記載す る必要性を感じていなかったものと思われる。

したがって、計画変更図を示さなかった理由が記載された行政文書は作成されなかったものと認められる。

なお、当審査会は、本件処分の適否について判断するものであって、実施機関が参加した協議に、どのような資料を提出すべきであったかについて判断するものではない。

4 結論

以上、審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

5 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審議事項
平成14年 5月22日	諮問
14年 6月10日	実施機関から不開示理由説明書を受理
14年 8月26日	異議申立人から意見書を受理
14年 9月 2日 (14年度第4回審査会)	審議
14年11月21日 (14年度第6回審査会)	審議
14年12月19日 (14年度第7回審査会)	審議 異議申立人からの口頭による意見陳述の聴 取及び実施機関からの口頭による意見の聴 取
15年 1月24日 (14年度第8回審査会)	審議
15年 2月24日 (14年度第9回審査会)	審議

山梨県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 名	備 考
内田 清	弁護士	会 長
中山 光勝	身延山大学教授	会長代理
石原 喜文	山梨学院大学教授	
牧野 治	元山梨県出納長	
渡邊 幸恵	公認会計士	